

1 総合振興計画策定の趣旨

本町は、平成 17 年 1 月に頓原町と赤来町が合併して新しく誕生した町です。

合併前の旧町では、それぞれの総合計画に基づいてまちづくりを進めていましたが、合併に伴い、平成 16 年 5 月「新町建設計画」を策定し、新町のまちづくりの基本方針を定め、これまで、まちづくりに取り組んできました。

町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化・高度情報化・環境問題意識の高まりなど、大きく変貌しています。また、国の三位一体の改革により、地方分権の推進や補助金

の減額など町財政は厳しさを増す状況にあります。

このような状況のなか町としては、まちの将来に明確な目標をもち、まちの魅力を活かした個性あるまちづくりを進めていくことが必要と考えています。

飯南町総合振興計画は、本町のまちづくりの指針となるもので、新町建設計画の考え方や方針を踏まえ、町の将来像の実現に向けて計画的な施策及び主要事業を定めます。

2 総合振興計画の役割

総合振興計画は、次に示すような役割を担うものです。

- 町政の総合的かつ長期的な指針であり、町のすべての計画の上位計画となるものです。
- 広域行政が推進されるなかで国や県などの関係機関に対して本町のまちづくりの考え方を示し、関係機関が策定する事業計画における広域連携の指針となるものです。
- 住民参画のまちづくりに取り組むうえで、住民と行政の共通目標となり、住民や企業などの活動の指針となるものです。

3 総合振興計画の構成と目標年度

この計画は、平成 18 年度から平成 27 年度を目標年度とし、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

基本構想

基本構想は、平成 18 年度から 10 年間の本町が目指すまちの将来像やまちづくりの基本方針を示し、それを実現するための主要な施策を明らかにしたものです。

基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現を目指し、必要となる基本的な施策を体系化し、取り組む内容を明らかにしたものです。

期間は、基本的に平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年を前期計画、平成 23 年度から 27 年度までを後期計画とし、後期計画は前期計画終了前に策定することとしています。必要に応じて見直すものとします。

実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的な事業として示し、財政との整合を図りながら、計画的かつ効率的に実施していくための計画です。

期間は、3 年間とし、社会経済情勢の変化に即応するため、年度ごとに見直しを行います。

■ 総合振興計画の構成

